介護報酬の地域係数に乗ずる人件費比率と地域区分の考え方に関する質問主意書

提出者 柿澤 未

途

介護報酬の地域係数に乗ずる人件費比率と地域区分の考え方に関する質問主意書

介護報酬 の地域係数に乗ずる人件費比率と地域区分の考え方に関し、 次のとおり質問する。

平成二十一年度介護報酬改定により、 それまでの直接処遇職員 (介護職 • 看護職) に限っていた介護報

酬 の人件費に相当する部分を、介護サービスごとに配置を義務付けられている職員 (医師を除く、 人員配

置基準で一名以上又は常勤換算算出の配置を規定している職員)へと拡充した。具体的には、 生活相談

員 ・栄養士・ケアマネジャーなどの人件費に相当する部分についても、 地域差を勘案することとした。

かし、 施設サービスを支える職種は、 それ以外にも事務職・施設管理要員 (清掃、 営繕) 送迎運転手

(通院、 通所対応) などがいる。 設備管理、 清掃、 給食、 送迎などを委託する場合にも委託費に人件費の

地域差が反映されている。

介護報酬の人件費に地域差を勘案する職種に公平性が欠けているのではないかと考えるが、 政府の見解

を伺う。

現行の介護報酬については、介護サービスの種類ごとに、人件費比率を四十五%、五十五%及び七十%

のサービスに類型化し、 当該人件費比率に地域係数 (地域区分毎の割増率) を乗じて、 報酬単価を割増す

正 り割増される特別区等の地域にのみ人件費比率を考慮し、 係数により報酬単価 ることで人件費の地域差を反映させている。 を欠いている。 類型化されたサービスごとの人件費比率の違いは、 を割増 しない 全ての地域については、 このため、 東京都特別区、 その他地域に対して考慮しないことは地域的公 人件費比率が考慮されて 地域係数による割増以前の介護報酬 特甲地、 甲地、 41 な 乙地 61 地域 以外の、 係 数によ 地域

自体において調整すべきと考えるが、

政府の見解を伺う。

 \equiv 営効率が に基づくも 護保険三施設と小規模のグループホームが混在している。 人件費比率四十五%のサービス類型には、 図りにくいグループホ のであれば、 改めて検証する必要があると考えるが、 ムの人件費比率が同 大規模施設である特別養護老人ホーム、 なのは不公平ではない 大規模施設である介護保険三施設と小規模で経 政府 の見解を伺う。 か。 介護事業経営実態調査 老人保健施設など介

と説明している。 障審議会介護給付費分科会において、 則的に給付対象外となっている、 国は、 介護報酬 しかし、 の地域差を勘案するのは人件費のみとしている。 それはあくまで利用者が負担する居住費に関するものであり、 日用品などの物件費の多寡に地域毎の有意性はない」と判断されたため 「土地代等が反映すると考えられる居住費は、 その理由について、 平成十七年十月に原 第五十六回社会保 職員や施設が負

兀

また、 く)によると全国平均値一○○に対して東京二十三区内は一一○となっている。 設も少なくない。 を負担しなくてはならない。このため、 担する賃貸料には、 総務省「平成二十一年平均消費者物価地域差指数の概況」 緊急時に備えて、 当然に土地価格が影響する。 施設の近隣に職員を居住させる場合や駐車場を確保するにも高 土地代が反映する物件費にも地域差を勘案するべきではな 東京都内では、 職員の確保に住居手当を支給してい (持家の帰属家賃を除く→住宅費用を除 物件費の多寡に地域毎 4 41 いる施 賃料 か。 0

五 計 差が反映されていない部分があり、 では二十三.三ポイント、 阪市などの大都市と、 調 同一 査 地域区分に大都市と地方都市が混在している。 の過去十年平均の賃金指数を比べると、 八尾市、 大阪府内の大阪市と交野市では十八・ 交野市、 地域区分を抜本的に見直すべきと考えるが、政府の見解を伺う。 川西 市 同じ特甲地でありながら、 横須賀市など地方都市が混在している。 特に、 特甲地には、 五ポイントも差がある。 横浜市、 東京都内の武蔵野市と小 川崎 市 賃金構造基本統 地域係数に地域 名古屋市、 金井市 大

有意性はないという介護給付費分科会の判断については再検討が必要と考えるが、

政府の見解を伺う。

右質問する。